

市内の小・中学生の作品が選ばれました！

●「家庭の日」 図画・作文

福生市青少年問題協議会では、「家庭の日」に対する関心を高め、家庭の大切さを訴えるため、市内の小・中学生を対象に図画・作文を募集しました。

[応募者] 図画・363人、作文・応募なし

◆入賞者（敬称略）

〈図画の部〉

【一席】 渡邊夏歩
（四小4年）



【二席】 川島千奈
（一小4年）

【二席】 菅野優衣
（三小4年）



【佳作】 [4年生]

（一小） 宇津木華江、加藤遙夏、黒木羽菜
（二小） 伊藤律、上野倅之介、保坂知優
（三小） 大鏑勇士、大野彩、本間夏子
（四小） 野家琳、堀部世玲菜
（五小） 檀上春那、松尾実夏、原明里
（六小） 青木汰亜、佐藤京香、高橋歩利
（七小） 古谷咲季、伊藤愛美、今田ちひろ

【問合せ】 子ども育成課子ども育成係 ☎ 551・1733

●「税を考える週間」 書道展

西多摩地区税務協議会（青梅税務署ほか）主催の青梅税務署管内第32回小学生による「税を考える週間」書道展に、市内の児童46人の作品が入選しました。

◆入賞者（敬称略）

【5年生】 【金賞】 小林怜未（二小）、山崎京（六小） 【銀賞】 染矢遼果（五小）、皆川りい彩（六小） 【銅賞】 越智陽菜（五小） 【佳作】 19人

【6年生】 【銀賞】 内野桜花（二小）、山下瑞稀（五小） 【銅賞】 清酒菜月（二小）、磯部真実（四小）、佐藤音花（四小） 【佳作】 17人

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

～作品展のお知らせ～

市内小中学生の応募作品から入選した「家庭の日」図画、明るい選挙啓発ポスター、「税を考える週間」書道展の作品を展示します。

【日時】 12月18日（木）～1月16日（金）の市役所開庁時間内（最終日は午後4時まで）

【場所】 市役所1階（郵便局側入口付近）

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

養育家庭（ほっとファミリー）をご存じですか？

さまざまな事情から親元で暮らすことのできない子どもたちをご家庭に迎えて養育してくださる家庭を「養育家庭（ほっとファミリー）」といいます。

子どもの養育にあたっては、児童相談所の養育相談や研修、養育費の支給など経済的なサポートがあります。

家庭を必要としている子どもたちのためにも、養育を募集しています。

【問合せ】 子ども家庭支援

センター ☎ 539・2555、立川児童相談所 ☎ 523・1321

▼事業説明会
①【日時】 12月10日（水）午前10時
【場所】 さくら会館
②【日時】 1月22日（木）午前10時
【場所】 白梅会館



サポート・センターは、子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助ができる方が会員登録をして、助け合いながら子育ての援助活動（有償ボランティア）をする事業です。

地域における子育て支援に関心のある方、子どもが好きな方、空いた時間でサ

振込みのお知らせ
児童扶養手当を12月10日ごろ振り込みます。

【問合せ】 子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

ご存じですか？

ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

①児童扶養手当

【支給対象】 18歳に達した日の属する年度の末日まで（身体障害者手帳1級～3級程度・愛の手帳1度～3度程度の障害がある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

◇父母が離婚した児童◇父または母が死亡または生死不明である児童◇父または母が重度の障害を有する児童◇父または母が1年以上拘禁されている児童◇父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童◇父または母が保護命令を受けた児童◇婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

【手当額】 申請の日の翌月分から

〈児童1人目〉 全部支給・月額41,020円、一部支給・月額41,010円～9,680円（所得に応じた額）

〈児童2人目〉 月額5,000円加算

〈児童3人目〉 以降1人につき月額3,000円加算
※所得制限があります。（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）

②児童育成手当（育成手当）

【支給対象】 18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、①の児童扶養手当と同様な状態にある児童を扶養している方

【手当額】 申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。

③ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害がある場合は20歳未満）の児童を監護するひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します。（前

年度住民税課税世帯は一部負担あり）

【対象】 ◇ひとり親家庭の父または母◇両親がいない児童を養育する方◇父または母が規則で定める程度の障害の状態にある児童◇ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童
※所得制限があります（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

④ひとり親家庭ホームヘルパーサービス

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。事前の申請、登録が必要です。

【対象】 ◇ひとり親家庭となってから2年以内の場合◇親または児童が一時的な傷病の場合◇親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合◇日常の家事および育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合◇技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

※これらに該当しない場合でも、児童が小学3年生以下であれば利用可能です。

【派遣回数】 1日1回（月12回まで）

【派遣時間】 午前7時～午後10時までの間で1日2時間以上8時間まで

【援助内容】 ◇育児◇食事の世話◇住居の掃除・整理整頓◇被服の洗濯
※所得に応じて費用負担があります。

⑤東京都母子及び父子福祉資金

東京都母子及び父子福祉資金・東京都女性福祉資金貸付制度では、ひとり親家庭のために貸付を行っています。10月から父子家庭への貸付制度も始まりました。

【対象】 原則都内在住（6か月以上）のひとり親家庭の母及び父等

【資金の種類】 修学・就職・転宅等目的により12種類の資金に分かれており、必要な額を限度額内でお貸ししています。

※母子・父子自立支援員との面談が必要です。

詳細はお問い合わせください。

⑥自立支援教育訓練給付金

【支給対象】 ひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方◇児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方◇雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方◇当該講座の受講が、就職につくために必要であり、過去に訓練給付金を受給していない方

【支給対象講座】 雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

【支給額】 修了した対象講座の受講料の20%相当額（上限100,000円、ただし4,000円以下は対象外）

⑦高等職業訓練促進給付金

【支給対象】 ひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方◇児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方◇修業年限が2年以上の養成機関において、一定の過程を修業し、資格の取得が見込まれる方◇就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

【支給対象資格】 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師等

【支給額・支給期間】 修業期間の一定期間（上限2年）について、申請のあった月から月額100,000円を支給（課税世帯の方は月額70,500円を支給）します。

⑧ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員が、経済上の問題や児童の養育・就学の問題、その他生活全般について相談を受け、助言、各種制度の紹介、専門窓口との連絡などにより問題解決を手伝います。

【問合せ】 子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

【助産師と話そう】 地域の助産師による無料の相談会です。ぜひお気軽にご参加ください。【日時】 12月26日（金）午前10時～正午 【場所】 子ども応援館 【対象】 妊産婦、子育て中の母子、祖父母等 【主催】 西多摩助産師会 【問合せ】 森田助産院 ☎ 551・0323、児童相談所 ☎ 523・1321